

○文部科学省告示第百三十七号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十八年九月三十日

文部科学大臣 松野 博一

サムソンとデリラ	ルクレティア	指定をした海外の美術品等 (以下「指定美術品等」とい う。)の名称
同右	平成二十八年九月 三十日	指定をした日
同右	平成二十八年十月一 日から平成二十九年 四月三十日まで	指定の有効期間
同右	株式会社TBSテレビ 事業局長 吉田 尚子 東京都港区赤坂五―三―六 独立行政法人国立美術館国立西洋美 術館 館長 馬淵 明子 東京都台東区上野公園七―七 独立行政法人国立美術館国立国際美 術館 館長 山梨 俊夫 大阪府大阪市北区中之島四―二―五 十五	指定美術品等を公開しようとする者 の氏名又は名称及び住所並びに法人 にあつては、その代表者の氏名
同右	国立西洋美術館 東京都台東区上野公園七―七 平成二十八年十月十五日から平成二十九 年一月十五日まで 国立国際美術館 大阪府大阪市北区中之島四―二―五十五 平成二十九年一月二十八日から同年四月十 六日まで	指定美術品等を公開する予定の施設の名称 及び所在地並びに指定美術品等を公開する 予定の期間